

万防時報

2011年1月20日 第11号

〈万防機構の活動もいよいよ広がりを見せています。皆様の協力を！〉

警視庁の万引き防止対策が本格化 「東京万引き防止官民合同会議」

第1回：21年12月1日、第2回：22年6月30日、第3回：22年12月16日

(資料提供：警視庁生活安全部)

警視庁では万引きは社会経済的にも重大な損失を与えるのみならず、万引きに対する意識の低さから社会の規範意識の低下を招き、東京の将来の治安にとって看過することのできない重要な問題であり、今後も重点的、継続的に取



第3回東京万引き防止官民合同会議

組み、万引き防止対策が東京の治安の基礎をさらに強固にするために官民あげて連携、協働して確かなものにしていこうとしている。

ここで5委員会の活動を報告します。万防機構の理事の方々は全ての委員会のどこかに

参加いただき、活発なご意見・主張をされています。

1. 総務委員会：青山委員長（警視庁生活安全部生活安全総務課長）

委員会開催 平成22年：5月31日(月)・9月28日(火)・11月18日(木)

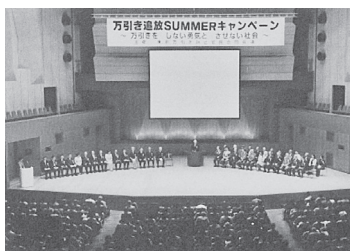
①万引き防止連絡会の設置：地域密着型の組織として全警察97署（島部除く）に178連絡会が発足（22年11月16日現在）

②万引き追放SUMMERキャンペーン：22年7月28日(水)

東京芸術劇場大ホールに警察関係、東京都、業界、関係団体、地域住民、学校関係者1,818名が出席 総合司会…万防機構広報委員長吉川美代子氏

広く万引きに対する現実、対策の取組み活動を解っていただくためのイベントを行った。

③万引き防止シンポジウム：22年12月1日(水)



SUMMER キャンペーン会場

東商ホールに業界団体・関係団体・警察関係・一般の方々等552名

総合司会…万防機構広報委員長 吉川美代子氏

基調講演：草野仁アドバイザー「古来より世界の人々から尊敬されていた、背筋の伸びた誇り高

い日本人の生き方・心のあり方・人間としての教育の仕方を今考え直すべきではないか、ゲートウェイ犯罪である万引きを軽視してはいけないと提言」

パネルディスカッションは桜美林大学の坂井教授のコーディネーターのもと青少年の万引きと高齢者の万引きに絞って活発な議論が展開された。

2. 調査研究委員会：三浦委員長(新日本スーパーマーケット協会専務理事・万防機構理事)

委員会開催：22年6月4日、11月18日

①万引き被害品の流通防止対策の推進

万引き被害品の処分先として利用される可能性が高い古物商に対して、指導・監督を強化し、万引被害品が処分されにくい環境づくりを行うことにより、万引の抑制を図ることを目的とし、警視庁では今、古物商に対する指導・取締りの強化や古物商に対する指導・支援を実施し、「古物営業ガイドブック」の効果的活用や各種法令講習会の開催、業界団体の自主的な取組みに対する支援を実施している。

②高齢者の社会参加促進

警視庁では22年9月から試験的に20警察署を指定し、万引きで摘発された高齢者等で社会参加活動等を希望する者には、警察署や地域協力団体等が行う各種キャンペーンへの参加や自治体が行っている各種サービス事業等の窓口の紹介を行うなど「再犯防止」を図る取組みを開始している。

③「万引き防止対応ガイドライン」(ソフト対策編・捕捉時対応マニュアル編)の作成

「ソフト対策編」では、あいさつ・声かけといった従業員の意識と連携、店内レイアウトや店舗表示、店内放送、警備体制等店舗対策、店内の防犯に関する情報共有等について詳しく記載している。

「捕捉時対応マニュアル」では、万引き犯人を捕捉する際の対応要領として、万引き発見から通報までの流れ、万引き発見時や万引き犯人を捕捉する際のポイント、警察への通報要領等について纏めている。

④万引き取扱事例集の作成

各業界に対して実施したアンケートの結果最近の万引犯罪の事例を集めたもので、今後「防犯責任者養成講座」等各種検討会における研修用資料として活用の



パトロールマニュアル

予定。

- ⑤ ボランティア活動用パトロールマニュアルの作成
 犯罪を未然に防止するためのパトロール活動に従事する防犯ボランティアが、安全かつ効果的にパトロールに従事することが出来るよう作成したもの。4万部を作成し配付した。

3. 防犯設備委員会：近藤委員長（日本チェーンドラックストア協会副会長・万防機構理事）

委員会開催：22年6月7日、11月19日

- ① 万引き防止対応ガイドライン（ハード対策編）
 万引きをしにくい店づくりを推進するための「ハード対策編」の作成をした。
 万引き防止タグ・ゲートシステム、防犯カメラ、各種万引対策機器等の紹介、その機器類を使用するための店舗チェック問答により店舗の状況を把握できるようにもしている。前項のソフト対策編、捕捉時対応マニュアルも含めて3月まで配付の予定。
- ② 業界等によるモデル店舗の推進と店舗見学会等の実施
 万引き防止対策等を積極的に推進しているモデル店舗を業界から推薦していただき、「モデル店舗情報」として関係団体等で共有するほか、「東京万引き防止官民合同会議」各委員会等による推薦のあった店舗については見学会や店舗におけるキャンペーン等の実施を予定している。

4. 教育研修委員会：若松委員長（日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合専務理事・万防機構理事）
 委員会開催：22年6月4日、11月19日

- ① 万引き防止道徳教材活用
 東京都教育委員庁から本年8月までに配付したDVDは小中高計2,383校に配布し、順次活用状況がつかめてきている。「万引きをしたい気持ちに打ち勝つことが大事だと思った」、「万引きは絶対やってはいけないと思った」等、改めて万引きに対する認識を深めている報告があがっています。
- ② 防犯責任者養成講座等の実施

「万引きをしない させない 見逃さない」運動をより効果的に推進するため、また、「万引きをしにくい店舗」をつくるために、防犯環境設計等の知識を習得させる目的で実施します。講座は、年2回実施する予定で、第1回目は3月2日に東商ホールで実施する予定です。

- ③ 万引きに係る賠償請求の事例研究
 万引き被害店舗が犯人に対し、万引き防止用の防犯カメラ設置費・警備員の経費等を再発防止策として請求する方法が6年前に名古屋の三洋堂書店からはじまって、徐々に広がりつつあるが、一方で岡山で発生した不適切な事例も出ている。
 この不適切な事例の発生を防ぐために、今後、各業界からの事例等を研究し適切な実施方法を模索して行きたい。

5. 広報委員会：桑島委員長（東京都商店街振興組合連合会・東京都商店街連合会理事長）
 委員会開催：22年6月7日、10月7日

- ① 万引き防止広報用ポスター・ロゴマークの活用
 昨年9月にロゴマーク及び万引き防止標語入りポスターを12万枚作成し、各警察署管内の小売店に配布した。警視庁のホームページでも掲載されているおり、PDFファイルからも印刷が可能ですので活用できます。
- ② 万引き防止ロゴマーク入り広報用シールの作成
 大きなポスターを張るところがない問題等が生じていることもあり「万引きロゴマーク入り広報用シール」の作成を進めている。22年度内に26万枚作成し、効果的な店舗に配布する予定である。
- ③ 万引きゼロの日の設定
 昨年7月20日より、毎月20日を「万引きゼロの日」

に設定、各警察署では、業界・関係団体等協力の上、ケーブルテレビ・繁華街の街頭マルチビジョンによる広報や、街頭キャンペーンを行っている。



ポスター



ロゴマーク

警察庁が「全件通報」を全国に展開！！
「万引き防止官民合同会議」：22年10月14日
「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」：22年11月30日

平成22年4月21日警察庁は犯罪の起きにくい社会を作るために規範意識の低下を助長する万引きについては店舗が被害にあった時は全て警察に通報し、警察も厳しく取り締まるよう長官通達を全国警察本部に出しました。更に5月31日全国警察本部長会議に於いて万引き事案の警察への通報ルールの簡略化についての報告がなされた。このことを受けて10月1日から全国で万引き事案の「全件通報」が実施に移された。このことをバックアップするために10月14日に「万引き防止官民合同会議」が開催され、万引きを許

さない社会気運の醸成・万引きをさせない環境整備を推進・万引きを認知した場合の届けの徹底を推進の3項からなる「万引きをさせない社会づくり」の共同宣言がなされた。
 引き続き11月30日に更に拡大し、業界団体・事業者23団体・13社、関係団体12団体、1自治体、7省庁等総勢80人の出席者からなる「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」が開催された。万防機構からは、山村総務委員長が出席しました。

万引犯罪防止への喫緊の対応策

万引犯罪の防止には、いま直ぐにでも手を打たねばならない課題が山積していますが、とりわけ重要なものとして「マイバッグ普及による万引犯罪増加への対応」、「万引品処分市場の拡大と多様化への対応」、「万引犯店内確保のルール化」の3つが挙げられます。

1 マイバッグ普及による万引犯罪増加への対応

(1) 状況

マイバッグの普及と万引犯罪の増加をめぐる状況は次の通りです。

①小売店等で供されるレジ袋は、手ぶらの客に買上げ商品を持ち帰るための容器を提供するとともに、精算済みの商品と未精算品を識別する機能を持って来ました。ところが、レジ袋の過剰な消費は、生産原料となる原油のムダ遣い、ゴミの増加とその処理に伴う温室効果ガス排出の増加等の外部不経済を発生させるとの論拠により、消費者自らが、繰り返し使用できるバッグを買物に持参することによってレジ袋の使用を抑制しようとする運動(マイバッグ運動)が近年盛んになっているのはご承知の通りです。

②マイバッグはしばしば環境負荷の低いとされる素材で作られることから「エコバッグ」と呼ばれることもあります。この運動は環境市民団体・消費者団体等の支持とそれらに呼応した地方自治体・小売企業等の支援により2007年頃から大きく取組みを拡げました。

③一方、マイバッグの普及に伴い、レジ袋のもう一つの重要な機能である「精算済み品と未精算品の識別」に支障が生じ、小売業、とりわけセルフ販売方式を採る小売業で、万引犯罪が発生する温床となっている、とする指摘がなされています。

④マイバッグの普及に伴って指摘される万引犯罪の典型的な手口には次のようなものがあります。

- i. 未精算の商品を店内で買物カゴ・カートからマイバッグに移し、未精算のままレジを通過する。
- ii. 精算を終えた商品をマイバッグに入れていったん店外に出た後、売場に戻って別の商品を入れる。
- iii. 2枚のマイバックに商品を詰め、片方だけ精算する。
- iv. 買物カゴを持ち去る。

⑤マイバッグを利用した万引犯罪は、一般の手口に比較して万引き量が多いのも事実です。

⑥警視庁が平成22年1月～4月に摘発した810人を対象とする聞き取り調査では、エコバッグに万引きした商品を隠す手口は高齢者で比率が高いことが判明しました。(エコバッグに隠す手口は全体のうち6.9%、65歳以上の高齢者では15.3%に上る。再犯者に多いのが特徴で、再犯の高齢者では17.1%と、カバンに隠す手口に次ぐ。)

(2) 小売業・小売業団体等でとられている対策

以上のような事態の進展に対して、セルフ販売を主体とする小売業やその団体等では様々な対策をとっています。

- ①「マイバッグは畳んで入店してもらい、店内では使用しないよう呼び掛ける。」(⇨畳まない人、店内で使用しようとしている人には注意する。)
店内では備え付けのカゴを利用してもらう。
- ②店内用(精算前用)と精算済み用のカゴを別カラーにする。(⇨精算済みのカゴで店内に入ろうとする人には注意する。)
- ③マイバッグの店内持ち込みを禁止する。
- ④手荷物は入店前に預けてもらう。
- ⑤他店で購入した商品は入店前に預けてもらう。

(3) 地域ぐるみの対応策

また、個々の小売業だけではなく、地域ぐるみの対応をとっている事例としては次のようなものがあります。

- ①県警察本部が小売業と対策会議(2010年2月、栃木県警がスーパー等の店長を集め、対策を協議。会計後までマイバッグを広げないルールの周知、積極的な声掛けの徹底等を申し合わせ。参加した現場責任者に「啓発指導者」の委嘱状授与。)
- ②県内のスーパーで構成する研究会が独自の警備員の雇用を検討。(山梨流通研究会)
- ③県警察本部がマイバッグ使用のルール化、ポスター作成。(北海道万引防止ウィーブネットワーク)

(4) ルール化のポイント

エコと犯罪防止の両立のためには、何としてもマイバック使用のルール化が必要です。その作業には、警察当局、小売事業者のみならず、消費者や消費者団体の方々を含めた広範な議論が必要ですが、ルール化のポイントとしては次のようなものが考えられます。

- ①店内で使用しない。(広げない。)
- ②再入店時のルール。
- ③他店で購入した商品の取扱い。
- ④店内掲示等、来店客に対するルールの徹底。
- ⑤警察当局、地方行政、消費者団体等の支援。

2 万引品処分市場の拡大と多様化への対応

(1) 背景

①インターネットの普及に伴って、小売・サービス業のリアル店舗から万引きされた商品がネットを通じて売買されたり、ネットオークションに出品されて処分されたりすることが増加しており、医薬品・化粧品をはじめ、家電製品、自動車用品等で、多くの業界で深刻な影響が出ている、との指摘がなされています。

②一部の小売・サービス事業者の中には、事実上、これら2次市場とでもいうべき盗品市場から商品を仕入れ、激安価格で再販売していると見ざるを得ない業者

も存在しており、正規の事業者にとっては、万引被害と、ライバル業者による不当な廉価販売の両方に苦しめられているケースもあるとされています。

- ③盗品の故買は言うまでもなく犯罪であり、これらに携わる事業者やこれらの事業者が運営するサイト等は、匿名性が高くごく短期の間に消長するのが一般的であって、現実的な捕捉が難しいのも事実です。
- ④インターネットを悪用した上記のような仕組みは、万引品の処分市場を形成しやすく、さまざまな業種における万引犯罪を助長する温床となっていると考えられます。
- ⑤これらに携わる事業者やその運営サイトの動静を常時監視し、その存在を確認次第、素早くこれを捕捉・確保するためには、小売・サービス事業者ないしはその団体だけでは無力であり、警察力の動員が不可避であると考えられます。
- ⑥しかしながら、個々の業界には、商品特性、流通構造、販売方法をめぐる特色があり、これらの犯罪を効果的に取締り、的確に抑止するためには、各々の業界から提供される情報と警察力の連携が必要です。

(2) 万防機構で必要と考えられる対応策

万防機構には、わが国小売・サービス業の主要な団体がことごとく理事を派遣しており、この問題への積極的な対応は極めて重要な役割と考えられます。万防機構で当面必要と考えられる対応策は次の通りです。

- ①万引品処分市場の業種別・地域別実態把握調査の実施
- ②万引品処分市場の効果的な捕捉方法の研究
- ③万引品処分市場の撲滅キャンペーンの実施
- ④小売・サービス業団体と警察当局によるラウンドテーブルの定期開催
- ⑤万引品処分市場に関する建議・提言
- ⑥その他必要な事業

3 万引犯店内確保のルール化

(1) 状況

- ①「万引き」とはあくまで一般的な用語であり、刑法上は235条に該当する「窃盗罪」であって、10年以下の懲役刑に当たる重い犯罪です。これを発見した時の手続きは、他の刑法犯と同様の扱いとなります。
- ②刑事訴訟法は、「現行犯人は、何人でも逮捕状なくして逮捕できる」としています。現行犯人とは犯罪を犯しつつある者や、犯罪を犯し終わった者をいいます。また逮捕とは、実力で身柄を拘束することです。刑事訴訟法は一般私人がこれらの犯人の身柄を拘束できると定めており、警察官でなくても小売店の従業員や来店客が万引犯の身柄を拘束することは法律に認められた行為です。
- ③犯罪を犯しつつある者や、犯罪を犯し終わった者は何人でも逮捕できるのですから、万引きをしたことが目

で確認できれば、誰でもその場で直ちに押しさえることができます。

しかしながら、小売業界の中には、店の外に出てからでないと逮捕できないと思っている向きがあり、このような認識が万引犯罪を助長し、万引犯捕捉の障害になっている、との指摘があります。

- ④「店の外に出てからでないと逮捕できない」との認識は、店内捕捉による混乱や他の来店客への影響考慮や、誤認逮捕あるいは損害賠償を目的とした万引きの偽装を防ぐため、小売事業者や、保安警備事業者の間で広がりを見せているものですが、それら現実的な処理の是非は別として、法律の定めに戻り、改めて原則を確認する必要があります。

(2) 小売業における新たな取り組み事例

愛知県を中心に、約90店舗を展開する書店チェーン株式会社三洋堂書店は、平成22年10月1日から愛知県下の7店舗で、店内の窃盗（万引き）行為に対して現行犯捕捉する取り組みを始めました。

同社では、そもそも窃盗（万引き）罪は、未精算の商品をカバン、服などに入れた時点で成立するものであり、窃盗（万引き）犯が店舗外に出るのを待つことなく、現認した時点で捕捉する、との取り組みを始めたい旨、愛知県警察本部生活安全部に相談し、県警から該当警察署に同社の取り組みを通知してもらっています。

(3) 警察当局の取り組み

警視庁の「東京万引き防止官民合同会議」では、平成22年12月16日の第3回会議で「万引き防止対応ガイドライン」を公表、その第3部「捕捉時対応マニュアル」の中で、「店内確保も可能ですが、店外まで後をつける、絶対に目を離さない。*店内確保する場合は、誤認確保に十分注意する」としていますが、その編集後記では「店舗内での捕捉（対応要領）や人員的な問題等、その対策について議論を重ねていく必要がある項目が多く存在する」として、今後、小売店舗、商店街、地域ごとの連絡会などでの議論と提案を求めています。

(4) 万防機構で必要な取り組み

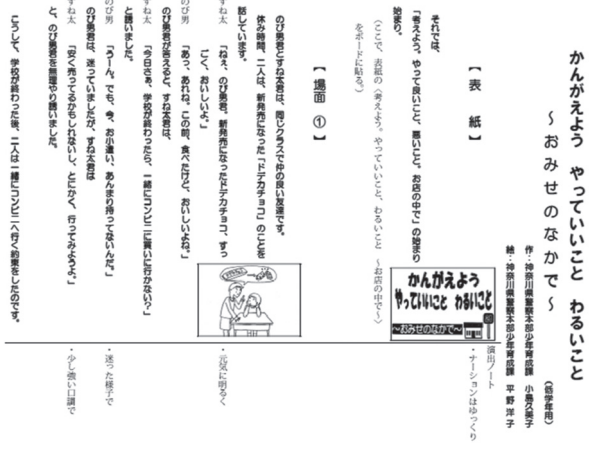
万引犯の店内確保をめぐって小売業の現場に理解の混乱があり、また、店外に出てからでないと捕捉できないとの認識が万引犯罪を助長し、万引犯捕捉時の障害になっているとすれば、万引犯罪の防止を使命とする万防機構は、この問題を正面から取り上げ、正しい原則の理解と、業種・業態に応じた現実的な対処方法のガイドラインを関係者とともに指し示していく必要があると思われます。

機構のホームページ『デジタル万防』を更新

各地の万引対策情報を一堂に集めた機構の「デジタル万防」を改定し、新規7地区と万防ソング2曲を追加、11地区が更新となっています。どの内容の関係者も深い思い込められたものですが、紙面の関係で4事例を紹介させていただきます。詳しくはホームページをご覧ください。

事例1 神奈川県警 / かみしばい「考えよう！ やって良いこと 悪いこと」おみせのなか

この紙芝居は、友達に誘われて万引きをした小学生が、店長に捕まるお話です。警察署に呼ばれ、子どもの前で警察官に謝罪する両親を見て、主人公の小学生は、自分のしたことを後悔していきます。紙芝居の中で「何故、万引きはいけないのか。」「万引きや悪いことをしないために大切なことは何か。」を説明しています。お話の途中で、「友達に万引きを誘われたときはどうするべきか。」「万引き犯人を捕まえた店長や、警察署に駆けつけた親はどのような気持ちか。」など、子ども達に問い掛けながら進める形式の台本もあります。



「考えよう！ やって良いこと 悪いこと」を作曲し、友人の清水フランシス「十輝」さんが作曲と唄を担当。各地のイベントで披露され反響は上々とのこと。若い方々は歌詞を聞き入り、年配者は涙を流しているそうです。



事例4 万引き防止啓発資料

各地区の万引き防止を訴えるニュースやポスターの紹介です。沖縄県や埼玉県のように地域とゆかりの深い有名人が万引き防止の願いを込めることで、店内でも違和感なく掲示できるよう考えられています。兵庫県のように万引き対策のポイントをまとめたチラシは、忙しい小売業の方々には受け入れやすいと思います。



事例2 福岡県警『万引き防止学習の手引き』

児童・生徒の学年毎に、万引き問題を通して、働く意義、あるべき社会、真の友人関係、正義を考えさせる教材です。生徒指導の教員のために書かれたものですが、すべての社会人にご一読いただきたい内容です。

「万引き防止」学習			
<p>小学校</p> <p>育てたい規範意識 判断力、行動力等</p> <p>○勤労への尊敬と感謝の心を持ち、社会の仕組みを大切にしようとする。</p> <p>○社会の一員として、自身に正直に誇りを持つことと責任感を持つこと。</p> <p>○規範意識が高まった児童生徒の姿</p> <p>○万引きは絶対行けないという意志を持つことができる。</p> <p>○周囲の誇りをきき取りとめることができる。</p>	<p>人々の暮らしと、それに伴う労働や経済の仕組みを知り、人々が仕事をするのは、社会生活を営むうえで大切なことであることを伝えさせると共に、法やルールの必要性を考え、万引きの違法性と悪影響を感じ取る。</p>	<p>活用できる 外部人材</p> <p>・商店主等の 店員様</p>	
<p>中学校</p> <p>○人々の暮らし(仕事って何?) ○仕事の種類と必要性、そして生活との関係について考える。 ○人々の暮らし(経済って何?) ○暮らしと法律・ルール (なぜ法律はあるの?) ○人間として気風よく生きる!</p>	<p>○人々の暮らし(仕事って何?) 【事例】 親戚が商店主など万引きを受ける側の役を演じて、万引きを受けた側の気持ちに立つて考える。</p> <p>○暮らしと法律・ルール 【事例】 なぜ万引きをしてしまうのか、どうしたら万引きをしないで済むようになるか自由に関連させ、学級内で発表させる。</p> <p>他教科・領域との関連 道徳:「信頼・実情」「人間の生きの姿」「役割と責任」「謙遜精神、社会の秩序と規律」 家庭 内容(7)</p>		

今後として、2月には新規に香川県警、茨城県警の情報ページを追加し、北海道万引防止ウィーブネットワークの情報を更新致します。

今後も皆様の情報提供をお待ちしております。

事例3 万引き防止ソングのCD 寄贈及び啓発活動

福井工業大学附属福井高校の生徒達による万引き防止ソング「輝く未来」のCD 寄贈及び啓発活動が9月22日に福井警察署と西武福井店前で実施されました。口ずさみやうし歌なのでみんなで合唱できます。

広島南警察署生活安全課長の前田さんは「良かったと思

万防機構 平成22年度通常総会

北海道・警視庁の全件通報の実施及び警察庁の全国展開に合わせて専門団体の取組みと全国5都道県の取組みの紹介を行った。

平成22年6月3日、アウカディア市ヶ谷に於いて、万防機構の平成22年度通常総会を開催しました。通常総会は河上理事長の挨拶に始まり、前年度の事業報告と平成22年度の事業計画・役員増補・収支予算案が報告され、承認された。

引き続き万引き防止の専門団体として日本EAS機器協議会から「万引き防止の社会インフラとしてのソースタギングの推進」が提案された。

次に5都道県の報告がなされた。

1. 北海道万引き防止ウィーブネットワーク：幹事長

虎谷利一様

加盟団体11団体約13,000店舗。平成19年6月「万引全件届出宣言」を実施。万引犯罪に対して、約8割が微罪で警察が店に出向いて処理時間が30分～1時間で可能となる仕組みを作った。残り2割の重大犯罪の時間がかかっても対応している。「万引きは窃盗（犯罪）です。」と「マイバックにもルールを!!」のポスターを作成「北海道万引防止ウィーブネットワーク」とともに北海道警察の文字を入れたことが強みである。平成21年には万防機構の協力を得て万引防止実践講座を数か所で開催した。今年度は「全件届出」の実態検証等のアンケート調査を行い、万引防止対策に生かして行きたい。



「万引きは窃盗（犯罪）です。」と「マイバックにもルールを!!」のポスターを作成「北海道万引防止ウィーブネットワーク」とともに北海道警察の文字を入れたことが強みである。平成21年には万防機構の協力を得て万引防止実践講座を数か所で開催した。今年度は「全件届出」の実態検証等のアンケート調査を行い、万引防止対策に生かして行きたい。

「全件届出」の実態検証等のアンケート調査を行い、万引防止対策に生かして行きたい。

2. 東京「万引をしない させない 見逃さない」社会総

がかり運動：警視庁生活安全部生活安全総務課生活安全対策第二係長 大畑 誠様

平成21年4～6月に万引被疑者1,050人を取り調べた警察官に対するアンケート調査の結果を桜美林大学坂井教授を中心にしたチームに分析・提言をいただき、それに基づいて9月に「万引防止のためのアクションプログラム」を策定した。それを基本に12月に「東京万引き防止官民合同会議」が発足、警察を含む行政、小売業、家庭、学校、地域住民、民間ボランティア、関連団体等社会をあげた総がかりな取組みとした。並行して各警察署を中心に「万引き防止連絡会」が組織された。平成21年11月1日から、「全件警察へ」を実践している。



「全件警察へ」を実践している。

3. 神奈川県万引防止対策協議会：神奈川県警察本部生活安全部少年育成課課長補佐 一條裕善様

神奈川県の認知件数が平成16年に1万件を突破したことを受け、県警として万引防止対策強化方針をたて、万引防



止対策協議会とともに諸施策を実施。毎月10日・20日・30日を万引防止強化日と設定。「万引防止ガイドライン」を作成25,000冊配付した。中味は「万引きは犯罪です」と明確なメッセージを示し、犯罪機会論に従い、お客様に対する問いかけ、防犯機器類の扱い、商品の陳列、制服警備員の店内巡回等、学校に対する指導強化も大きな柱としている。

の店内巡回等、学校に対する指導強化も大きな柱としている。

4. 長野県万引防止対策協議会連合会：長野県警察本部生活安全部少年課課長補佐 亘浩幸様

万引きは2年続けて増加している。特に少年と高齢者がそれぞれ3割を占めている。



全国チェーンの大型店が郊外に増えている。こうした店舗は地元の万引き防止協議会に入っておらず、万引防止に無関心。警察官が陳列に対して要望しても、制服で店にいられても迷惑で、売上に響くと門前払いと云った状況であり、大型店の経営者の意識が活動のネックとなっている。

「万引きストップ」と題する小冊子を製作し小学6年生全員に配布した。各警察署の万引防止対策協議会や県でも様々な対策を実施。

5. 福岡県青少年万引防止連絡協議会：福岡県警察本部生活安全総務課管理官 大庭英次様

万引防止対策は従来少年課が担当していたが、今年から生活安全総務課と共同で活動する。青少年非行防止の対策に留まらず犯罪抑止対策そのものとの考えからである。



県警・県教育委員会は連携が取れており、学校での万引防止教育が盛んに行われている。事業者対策として「防犯責任者設置店」ステッカーを製作・配付している。8月に「防犯責任者活動マニュアル」を配付予定。色々な団体に出かけて犯罪予防の話をすることで、聞いている方は「そうだったのか」と納得頂き、これにヒントを得て「そうだったのか運動」を進めている。

「そうだったのか運動」を進めている。

6. 次の3事業の報告がなされた。

- ① 「全国万引防止対策組織実態調査」：佐藤理事
- ② 「万引きに関する全国青少年意識調査」：桜美林大学

万引き撲滅にむけたセミナーの報告

事例1 家庭裁判所「万引き被害を考えるセミナー」講師 矢島理事

横浜家庭裁判所で実施されている「万引き被害を考えるセミナー」に於いて、当機構の矢島靖夫理事が被害者の視点から万引きの再犯防止の講義を担当されています。矢島理事の講義ですが、万引き被害の実情について、商品の被害、万引き防止対策費用など経済的な負担だけでなく、精神的にも大きなダメージを受けているということをお話しいただいてから、家庭裁判所の講習を受けたことを再出発のきっかけにしてほしい、がんばってほしいと少年たちにエールを送る内容です。これに対し少年や保護者は、万引き被害の大きさがよく分かった、再出発を励まされて思わず涙が出たなどという感想を寄せています。大変感銘力のある講義であるため、現在は二ヶ月に一回の割合で講義を担当されています。



事例2 岐阜県での大型店舗等万引き防止連絡会での講演

平成22年11月9日岐阜県警察本部に於いて「大型店舗等万引き防止対策連絡会」が開催され、加藤調査研究委員長が講演いたしました。全国小売業万引被害実態調査や万引犯への損害賠償請求や店内捕捉の取り組み事例を紹介されました。

当日の発表資料 不明ロス率の推移

ロス率07年度		ロス率08年度		ロス率09年度	
スーパー	1.80%	百貨店	0.92%	カジュアル衣料	1.60%
総合DS	1.63%	服飾・服飾雑貨	0.81%	服飾・服飾雑貨	1.50%
HC・カー用品	1.01%	書籍・文具	0.74%	楽器・CD	0.88%
楽器・CD	0.96%	カジュアル衣料	0.72%	時計・めがね	0.87%
服飾・服飾雑貨	0.91%	総合DS	0.68%	HC・カー用品	0.60%
婦人服・子供服	0.78%	HC・カー用品	0.63%	書籍・文具	0.59%
スポーツ用品	0.74%	スーパー	0.62%	スポーツ用品	0.58%
百貨店	0.72%	医療品	0.54%	医療品	0.48%
書籍・文具	0.63%	婦人服・子供服	0.52%	スーパー	0.37%
時計・めがね	0.56%	靴	0.47%	総合DS	0.35%
医療品	0.54%	スポーツ用品	0.31%	靴	0.28%
カジュアル衣料	0.35%	楽器・CD	0.23%	婦人服・子供服	0.18%
靴	0.30%	紳士服	0.06%	百貨店	0.15%
紳士服	0.12%	時計・めがね	0.04%	紳士服	0.02%

事例3 業界団体のセミナーでの講演

平成22年11月5日 日本チェーンストア協議会関東支部「消費者部会勉強会」が開催され、福井事務局長が講演いたしました。50名の参加者全員から大変参考になったというアンケート結果をいただきました。

～参加者の声～

- チェーンストアなので万引き防止のポスターは全国共通版をお願いしたい。
- 大量万引、高額品万引等が増加している。手口も販売員の裏をかく様なものが多い。手口等についての情報の共有がますます重要になっていく。
- 手続き書類の簡素化については、内容を含め、本社及び店長等にも教育していきたい。



事例4 万引き犯罪に関する論文

機構ホームページに「トピックス 2010.12.1」に坂井昭宏教授（桜美林大学）の小論文「なぜ倫理学者が犯罪抑止対策に関わるか」を掲載しました。坂井教授は、機構の「万引きに関する全国青少年意識調査」の分析を担当されています。教授の万引き撲滅への願いを熟読ください。

<本文より一部抜粋>

犯罪の少ない安心して暮らすことのできる街を作るために、若いうちから何らかの形で社会貢献を心がけ、社会との関わりを広げたり深めたりする必要があるのではないのでしょうか。公園や道路の清掃、公共施設の維持管理の手伝い、通学路の見守り、介護施設での補助作業、何でもよいのです。やることは沢山あります。そうした共同作業の輪の中に万引きなどゲートウェイ犯罪の再犯者にも加わってもらって、少しでも住みよい社会を作り上げてゆく。そういう社会であって欲しいと願っています。



事例5 福岡県万引防止協議会研修会

平成22年11月29日「福岡県万引防止協議会研修会」が福岡サンズルズホテルで開催され、防犯責任者約200名に普及推



進委員の稲本氏が講演いたしました。万引きをさせない環境づくりの方策として、実際の陳列状況等をスライドで紹介し改善点を説明した他、笑顔での声かけで店舗環境が改善され万引ロスが減少するとして、来場者に笑顔での挨拶を実践させるなど笑い声の絶えない講演となりました。また、万引きを見過ごさないためには、警察への全件届出を徹底するなど「見て見ぬふり」をしないことが大切であると訴えました。

事例6 都内中学校でのセーフティー教室「万引き防止」

都内の中学校で普及推進委員の稲本氏が講演をいたしました。全校生徒と保護者の前で、100円売って利益がどのくらいなのか、万引きを繰り返されて閉店せざるを得なくなったお店の話など、具体的な例を交えながら、生徒へ万引きは重大な犯罪であることを教えました。また、挨拶が持つ大切な意味や歴史（寛政の改革）をからめた犯罪を作

らない社会づくりの話など、様々な視点から「万引きをしない・させない・見過ごさない」を訴えました。

生徒達は万引防止に関しての講演ははじめての様子でしたが非常に好評でした。

4月30日：江戸川区立小松川第三中学校

6月24日：江戸川区立松江第六中学校

7月8日：私立実践学園中学校

7月8日：江戸川区立小岩第二中学校

～生徒たちの声～

●100円のを1個盗まれると、20個も売らないと利益を得ることができないのに、びっくりした。お店で見かけたら、店員さんへ伝えたいと思う。

●万引きのせいでお店がつぶれ、人生を変えてしまうこともあるのに驚いた。

●誘われても絶対しないようにしたい。また、友達がやっていたりしたら、注意していきたい。

万防機構活動報告

短 信

12月15日（水）発売のチェーンストアエイジに加藤和裕調査研究委員会委員長が小売業万引被害の実態について寄稿されました。

12月16日（木）警察庁は万引きされることが多い書籍やCD及びDVDについて、古物商が買い取る場合に金額に関係なく身分証明書で売り主の本人確認を行うよう義務化する方針を決めました。

12月16日（木）非行少年の立ち直り支援について、警察庁は、問題を抱える少年に警察側から働きかけていく訪問型の支援活動の導入を決めました。

ご連絡

平成22年8月に当機構の監事である猪狩俊郎弁護士が急逝されましたので、ここにご報告させていただくとともに、謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。故人は平成15年発足した「東京都万引対策協議会」の議長として、意見の対立する立場の方々の意見をまとめ、最終的に「東京都の万引きをさせないための行動計画」（アクションプラン）を立案されました。機構ホームページのデジタル万防/東京都の中でその全文を読むことができます。この偉業を心に刻み今後の活動に引き継いでいかなければと思います。万防機構発足当時から監事をお願いして、ご指導をいただきました。

寄付のお願いと新規会員の募集

万防機構は主旨に賛同される地域社会の生活者と支援者の方に参加を呼び掛けています。万引犯罪防止のための社

会システムの構築が広く推進されていくためには、地域社会の生活者ひとりひとりの自覚とともに、広い社会からのご支援の輪が必要です。

つきましては、財政的支援のご意思をお持ちになる篤志家の方々の広範なご協力を衷心よりお願い申し上げます。

同時に、万引き対策を継続的に推進していくためには、資金面・活動面でサポートいただく会員各位のご尽力が不可欠です。ご支援していただく新規会員を募集しておりますので、ご紹介をよろしく申し上げます。詳細は機構のホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせ下さい。

編集後記

12月4日（土）NHK 総合 目撃！日本列島にて、動機は“孤独”～元刑事が向きあう高齢者犯罪～が放映されました。名古屋刑務所に服役している男性を取材。妻を亡くし、再度窃盗に手を染めたこの男性を、出所するまでサポートの様子を取材。地域社会が抱える課題についての報道調査、地方に希望を与える取り組み、そして未来に向けて奮闘する人びとなど、テーマは多彩。各放送局の若手ディレクターが地元放送局の強みを生かした丹念な取材で、取材対象とじっくり向き合います。そして若いテレビジャーナリストならではの新鮮な問題意識と真摯な姿勢で、先行き不透明な日本社会への改革のヒントを探求しています。感銘力のある内容は視聴者の感動を呼び、何回も再放送されています。今後もこのような万引き問題の解決に向けた放送番組が制作されるよう報道機関に働きかけをおこなっていく所存です。

発行：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2-8 Tel. 03-3355-2322 Fax. 03-3355-2344
e-mail info8@manboukikuou.jp URL http://www.manboukikuou.jp